

福岡市ボートレース福岡パーク化事業事業者検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボートレース福岡パーク化事業の事業者を検討するにあたり、幅広い専門的見地からの意見を参考とするため、学識経験者等による委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織及び委員)

第2条 委員会は、学識経験者等の委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、市長が任命する。

3 委員の任期は、令和6年2月9日から令和6年12月31日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

3 委員会に副委員長を1人置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第4条 市長は、委員の意見聴取を行うため、委員会を開催することができる。

2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又はその意見を聴くことができる。

(委員会の公開、非公開)

第5条 委員会の公開・非公開については、次のとおりとする。

(1)委員会は、福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第7条第4号、第5号及び第38条ただし書きに基づき非公開とする。

(2)委員会の公正性、透明性を確保するため、議事録を作成しなければならない。

(3)委員会資料及び議事録は、委員会解散後に公表するものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及びその他委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、経済観光文化局ボートレース事業部経営企画課において行う。

(規定外の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月9日から施行する。